

令和3年7月26日
高齡施策担当部介護保険課

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスについて

- 1 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスとは【資料8～11関係】
 - ・ 高齢者が要支援・介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近な区市町村で提供される介護サービス
 - ・ 原則として、その区市町村の被保険者のみが利用可能
 - ・ 指定・指導監督の権限は、保険者である区市町村が有する。指定期間は6年間。6年ごとに指定更新が必要。
 - ・ 地域密着型サービスは、要介護の方が利用できるもの、地域密着型介護予防サービスは、要支援の方が利用できるもの
- 2 地域密着型サービス等の種類・サービス内容・区の指定方針
第8期練馬区高齢者保健福祉計画介護保険事業計画において指定方針を定め、「練馬区地域密着型サービス実施指針（令和3年4月）」で指定方法等を定めている。

種類	サービス内容	区の指定方針	事業所数	
			令和3年 7月1日 現在	令和3年 8月1日 見込み
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護	令和7年度に向けた整備目標数を定め、公募により整備(原則* ¹)	13	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護	新たな整備は行わない。	2	
地域密着型通所介護	利用定員が19人未満のデイサービス	令和2年度末の事業所数を上限* ² とし、設置の適否を検討【資料8関係】	114	112
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス	新たな整備は行わない。 (ただし、認知症高齢者グループホームで実施する共用型認知症対応型通所介護は、各圏域の施設数や利用率を勘案の上、設置の適否を検討)	12	11
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス、宿泊および居宅への訪問介護	新たな整備は行わない。	16	
看護小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス、宿泊および居宅への訪問介護・訪問看護	令和7年度に向けた整備目標数を定め、公募により整備(原則* ¹)【資料11関係】	5	
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホームへの入居	令和7年度に向けた整備目標数を定め、公募により整備(原則* ¹ 。既存のグループホームの定員変更	36	

		は、公募によらず、適否を検討) 看護小規模多機能型居宅介護との併設を基本とする。【資料11関係】	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入居	特別養護老人ホームの整備状況を踏まえ、設置の適否を検討	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用特定施設への入居	(指定を想定していない。)	0

* 1 地域密着型サービス事業者の公募の例外について【資料 10 関係】

各圏域における介護保険サービス施設の整備状況を踏まえ、介護保険事業計画に掲げる地域包括ケアシステムの確立に向け、区有施設等の活用により他の機能を含む複合施設の整備を行う場合は、公募によらない整備を行うことがある。

* 2 地域密着型通所介護の事業所数の上限数および新規指定の手続について【資料 8 関係】

上限数（令和 2 年度末の事業所数） 114 か所

年 3 回、事業所見込み数と上限数とを比較し、差分について新規指定申請を受けるとする。（見込み数の基準時：8 月 1 日、12 月 1 日、4 月 1 日）

※ 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画介護保険事業計画から上限数を設定することとしたが、計画期間切り替えによる方針変更の影響を緩和するため、令和 2 年度中に指定申請を受け付けた事業所は、上限数に影響を受けることなく、令和 3 年 4 月以降の指定になった場合にも設置を認めるものとした。

しかし、令和 3 年 6 月 1 日に指定した 2 事業所は、令和 2 年度末に存在した事業所ではないため、上記の上限数には含めないこととした。

また、令和 3 年度になってから 2 事業所が廃止となった。

※ 地域密着型通所介護の運営法人が変更になる場合、廃止、指定の手続が必要になる。しかし、事業所数の増減に影響がないため、上限数の規制の対象外としている。

3 区外の地域密着型サービス等の利用について【資料 8・9 関係】

区民が区外の地域密着型サービス事業所を利用したい場合、原則として、関係保険者間で事前協議と同意が必要になる。それが整った段階で、事業所を指定（更新）することになる。

4 地域密着型サービス事業者等の指定および指定更新に関する練馬区地域密着型サービス運営委員会での協議について

原則として、区が指定および指定更新の処分行為を行う前に運営委員会で協議を行い、指定および指定更新に関する意見を伺う。【資料 8・9・11 関係】

ただし、区民が区外の地域密着型サービス事業所を利用する場合の区外の指定地域密着型サービス事業者等の指定については、利用者が切れ目なくサービスを受ける必要性がある等やむを得ない場合には、指定の処分行為を行った後の協議になることがある。

【資料 8・9 関係】